

GPIF 改革についての年金部会での議論をまとめるにあたっての意見表明

伊藤隆敏

2016年2月8日

今月は New York 滞在中であり、申し訳ありませんが、本日の年金部会に出席できません。これまで、年金部会ガバナンス作業班および年金部会の議論に参加してきましたが、本日とりまとめをおこなうということです。これまでの議論を踏まえて、GPIFのガバナンス改革について、意見表明をさせていただきますと思います。

更なる改革の方向性については、12月25日に示された「ガバナンス強化のイメージ（案）」、具体的には、次の3点について賛成です。

1. 合議制の意思決定機関（以下、合議制機関）を設置する。この合議制機関は執行部の活動の監督をおこなう。
2. 合議制機関は、経営委員9人（うち3人は監査等委員を兼任）に、「被保険者及び事業主の立場を適切に代表し得ると認められる団体の推薦する者各1人を含む」。
3. 執行部の長のみ経営委員に加わる。それ以外には執行部からは加わらない。しかし、運用担当理事については、合議制機関の求めに応じた説明義務を果たし、管理運用に関わる議事について意見陳述ができる。

これらの点については、多数の合意も得られていると考えます。ただ、2.については、異論もあったと思いますので、既に発言してことではありますが、私の見解を繰り返して表明しておきたいと思います。

2.についての議論の中で、「被保険者及び事業主の立場を適切に代表し得ると認められる団体の推薦する者各1人を含む」という点について、1人ではなく複数人にすべきという意見もあったかと思います。しかし、「GPIFの運用はもっぱら被保険者のためにおこなう」ということから、「これまで保険料を支払った被保険者（の代表）が運用決定をすべき」、ということは導かれません。第一に、人口が減少していく中で、GPIFは現在世代から将来世代に、世代間不公平性を少しでも和らげるように、年金システムが移行していくのを助けるという役割を担っています。したがって、現在の年金受給者や保険料を払っている被保険者や事業主のみならず、まだ生まれていない世代も含めた将来世代の利益を考えなくてはなりません。「極端に安全な」運用は現在の年金受給者やそう遠くない将来に年金受給年齢を迎える人達にとっては望ましいかもしれません。しかし、高い保険料を払い続けることが予想される現在の若年世代や生まれていない将来世代にとっては、短期的に変動があっても、長期的には高い確率で高いリターンを確保できるようなポートフォリオを選択して欲しいと願っているはず。合議制機関は、このような将来世代の声を代弁できる運用の専門家が多数派を占めるべきです。第二に、GPIFでは、国民年金基金の運用も行っています。国民年金には保険料以外に税金が投入されています。したがって、被保険者の利益と言いつつも一般納税者全員がステークホルダーになります。この2点を勘案すると、GPIFにおいては、長期的な視点をもって、厚生年金、国民年金全体を見渡して運用の決定ができる専門家が経営委員の多数を占めるべきであると考えます。したがって、「ガバナンス強化のイメージ（案）」の2.に賛成です。

以上